

大玉村・二本松市連携 消費生活相談窓口について

大玉村と二本松市が連携し、消費生活相談窓口を開設しております。詳細は、下記をご参照ください。

◎消費生活相談窓口とは

商品やサービスの多様化に伴って、消費生活に関する様々な問題が多発しています。そうした被害や不安・苦情などについての相談を受け付け、問題解決のための助言やあっせんなどをして問題解決の手助けをするのが「消費生活相談窓口」です。

業者とのトラブルに巻き込まれて困ったときや、商品やサービスについて「おかしいな」「不安だな」と思ったときは、一人で悩まずにお早めにご相談ください。

例:

悪質な訪問販売や勧誘行為、契約や取引、多重債務、身に覚えのないカードローン、インターネット売買、美容・エステサービス、住宅建築・設備、電化製品等のリコールなど

1 相談窓口

相談窓口は、大玉村・二本松市どちらでも利用することができます。

① 大玉相談窓口(場所:大玉村役場 住民相談室 ☎0243-24-8091)

○ 開設期間 平成31年3月までの毎月第2、第4木曜日(祝祭日、年末年始を除く)
午前10時～12時 午後1時～3時

② 二本松相談窓口(場所:二本松市役所 消費生活センター ☎0243-24-7200)

○ 開設期間 平成31年3月までの平日(祝祭日、年末年始を除く)
午前9時～12時 午後1時～3時

2 相談の前に

・相談内容を整理しておきましょう

「どんな商品・サービスを、いくらで、いつ契約(購入)したのか」

「契約業者について(会社等の名称・連絡先・担当者名など)」

「業者との間にどのようなやり取りがあったのか、なぜ契約することにしたのか」 等

・関係書類を手元に用意しましょう

業者からもらった名刺やチラシ、契約書、見積書、領収書、メモなど、業者が残していったものはできるだけすべて保管し、手元に用意したうえで相談しましょう。

・できるだけ本人が相談しましょう。

契約時の状況を正確に把握し、本人の意向を確認するためにも、できるだけ契約した本人が相談してください。

3 その他

相談窓口の他、電話でも相談を受け付けております。

・消費者ホットライン ☎188 (相談は無料ですが、通話料金は発生します)

・福島県消費生活センター 月曜～金曜(平日のみ)午前9時～午後6時30分まで

☎024-521-0999 E-mail:soudan_keihatu@pref.fukushima.lg.jp (相談受付専用)